

いじめ問題対応マニュアル (概要)

1 早期発見・未然防止

○日常的な観察と情報共有 ○保護者との情報共有 ○アンケート調査の活用 ○相談窓口の周知



いじめの疑い・いじめ問題の発見



2 初期対応 ※管理職への速報の徹底 (担任等→学部主事→管理職)

○事実確認 (いじめられた児童生徒等、関係児童生徒からの聴き取り) : 担任等
○情報集約 (担任等からの情報を集約、仮判断) : 情報集約担当者 (学部主事)



3 調査方法の確認と認知

○判断や対応の決定 : 学校いじめ防止対策組織 → 担任等へ

①認知しない場合

○必要な指導と見守り
: 担任等
○指導内容や方法の検討
: 学部、生徒指導主事等

②認知する場合

○家庭訪問等による
丁寧な説明
: 担任等
※「守り抜く」姿勢

③重大事態の場合

○教育委員会に報告
○教育委員会と対応を協議
○調査・報告
: 学校いじめ防止対策組織



4 対応方針の決定 : 学校いじめ防止対策組織

○対応方針及び役割分担の決定
○全職員の共通理解、児童生徒保護者等への説明、児童相談所・警察との連携・調整



5 解消に向けた取組

○被害児童生徒への支援・ケア : 担任等、養護教諭、S C
○加害児童生徒への指導・支援・ケア : 担任等、養護教諭、S C
○関係保護者との情報共有・支援 : 担任等、学部主事、生徒指導主事等
○他の児童生徒、保護者等への対応等 : 担任等、学部主事、生徒指導主事等



6 解消の判断

○被害児童生徒、保護者との面談等による確認 : 担任等、養護教諭、学部主事等
○2つの条件を満たしているか確認 : 担任等、養護教諭、学部主事、生徒指導主事等
①いじめに係る行為が止んでいる②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていない